

同胞友愛会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人同胞友愛会の役員及び評議員、評議員選任・解任委員会(以下「委員会」という。)等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会、委員会の出席報酬等)

第3条 役員及び評議員、委員が理事会、評議員会ならびに委員会に出席したときは、次により報酬を支払う事ができる。実費弁償は行わない。また、役員及び評議員が同日あわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬および費用弁償はこれを行わないものとする。

| | 報酬(日額) | 実費弁償(日額) |
|-----------|--------|----------|
| 理事会等出席報酬等 | 6,000円 | 無 |

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、理事長が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

2 理事及び監事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

評議員が、評議員会以外の日において理事長の依頼を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、当法人「役員等旅費規程」により支給する。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

この規程は、平成30年11月1日一部改訂。

別表1

| | 報酬(日額) | 実費弁償 | 備 考 |
|---------------|--------|------------|--------------|
| 理事長、理事、監事、評議員 | 6,000円 | 役員等旅費規程による | 職員と兼務がない場合のみ |